

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

社会保障の安定財源を確保するため、平成26年4月1日及び令和元年10月1日に消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるためのものであることから、使途はこれらに限られています。

令和6年度の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途は次のとおりです。

（単位:千円）

区分			令和6年度決算額
事業費	社会福祉	生活保護扶助事業	749,750
		高齢者福祉事業	28,178
		障害者福祉事業	1,682,886
		児童福祉事業	3,419,938
		母子福祉事業	238,299
	小計 A		6,119,051
社会保険	介護保険事業	526,400	
		257,286	
		後期高齢者医療保険事業	713,535
	小計 B		1,497,221
保健衛生	地域医療事業	15,073	
	疾病予防対策事業	227,659	
	健康診査事業	81,303	
	小計 C		324,035
合計 (A + B + C) D			7,940,307
Dの財源内訳	地方債 E		0
	国・県支出金 F		4,734,811
	その他の G		172,908
	地方消費税交付金 H (社会保障財源化分)		740,066
	一般財源 I D - (E + F + G + H)		2,292,522
合計			7,940,307
充当割合 $\frac{H}{H+I} \times 100$ (%) J			24.4%